

2017 年度 法政大学大学院政策創造研究科

科目等履修生募集要項

1. 科目等履修生とは

科目等履修生とは、非正規学生として特定の授業科目を履修して一定の単位を修得できる制度です。

大学院では正規学生の学修に妨げのない場合に限り、選考の上「科目等履修生」として年間 12 単位 までの履修が可能です。

また、科目等履修生として単位修得後、正規生として入学された場合、本人の申請と教授会の許可により、上限 10 単位 まで正規生の履修取得単位として認められます。

2. 科目等履修生として履修可能な科目

科目等履修生として履修することができるのは、正規学生の履修登録がある修士課程の授業科目のみです。また、受講許可となった科目でも、正規学生の履修登録がない科目については判明した時点で履修の継続はできません。

※「政策ワークショップ」・「政策分析の基礎」・「調査・データ分析の基礎」・「プログラム演習」・「社会学」・「経済学」・「研究法」・「研究法（中国語）」・「レポートライティング」については、履修できません。

3. 履修できる単位数 年間 12 単位以内

4. 出願資格

以下のいずれかに該当する者。外国人留学生については（8）を参照のこと。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行なう通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に 3 年以上在学した者で、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- (8) 外国人留学生については、上記（1）～（7）のいずれかに該当した上、さらに「日本語能力検定 N1」を取得している者

5. 出願資格審査について

4. 出願資格(6), (7)を利用して出願する方は、6. 出願期間表中Aの期間に9. 出願書類を提出の上、研究科ディレクター等による資格審査を受ける必要があります。資格審査の結果は、出願期間前までに通知します。

6. 出願期間

出願時期	対象科目	A.出願資格審査申請 (該当者のみ) 出願書類提出期間	B.出願期間	C.審査結果通知	D.学費納入期間
春学期出願	通年開講科目 春学期開講科目 秋学期開講科目	2017年 2月10日(金) ~2月17日(金) 締切日必着	2017年 3月3日(金) ~3月10日(金) 締切日必着	2017年 4月6日(木)頃 (郵送)	2017年 4月10日(月) ~4月17日(月)頃
秋学期出願	秋学期開講科目	2017年 7月21日(金) ~7月28日(金) 締切日必着	2017年 8月21日(月) ~8月28日(月) 締切日必着	2017年 9月28日(木)頃 (郵送)	2017年 10月2日(月) ~10月10日(火)頃

7. 出願方法

郵送による受付 簡易書留郵便にて、9. 出願書類を郵送してください。(必着)

■送付先住所

〒162-0843

東京都新宿区市谷田町 2-15-2

法政大学大学院政策創造研究科担当

※封書には、朱書きで「科目等履修生願書在中」と記入してください。

8. 学費

(1) 登録料

10,000円

ただし、同一年度内に本大学院修士課程の本研究科・他研究科、または専門職大学院イノベーション・マネジメント研究科の科目等履修生の登録料を納入済みの場合は不要です。

(2) 履修料

政策創造研究科

2単位につき 50,000円

9. 出願書類

出願書類	内容・様式
(1) 入学願書	所定のもの（様式 科目等履修生Ⅰ）
(2) 履歴書 兼 出願資格審査申請書	所定のもの（様式 科目等履修生Ⅱ）
(3) 履修生有資格証明書（卒業証明書）※	①編入学・学士入学をしている方 編入学・学士入学前に在籍していた大学（短期大学を含む）等の証明書も提出してください。 ②既に大学院を修了している方 修了大学院の証明書と卒業学部の証明書をそれぞれ提出してください。 ③複数の学部・大学院を卒業・修了している方 <u>すべての卒業学部・修了大学院の証明書を提出してください。</u>
(4) 成績証明書 ※	
(5) 住民票	発行後3か月以内のもので、 <u>マイナンバーが記載されていないもの</u> *外国人留学生の方も、在留管理制度に基づき、住民票の発行を受けて提出してください
(6) 身元保証書（外国人留学生のみ）	所定のもの（外国人留学生用） ※保証人には日本在住の方を選出してください。
(7) 語学能力を証明する書類	外国人留学生のみ。「日本語能力検定 N1」取得を証明する書類を提出してください。コピー可

注1. いずれも原本を提出してください（コピー不可）。（7）を除く。

注2. 2016年度、またはそれ以前に、正規学生または特別学生（科目等履修生を含む）として本学大学院に在籍されていた方も、上記出願書類をすべて提出してください。
2017年度秋学期出願時に、2017年度春学期に政策創造研究科で科目等履修生として入学許可されている場合は、（3）（4）（5）の書類は不要です。

注3. 提出書類に不備があった場合は、受付せず返却します。

※以下、（3）卒業証明書、（4）成績証明書について

注4. 本学大学院（専門職課程を除く）修了生は、証明書に代えて「大学院証明書発行申請書」に必要事項を記入して他の出願書類と一緒に提出していただいても構いません。この場合証明書発行手数料は不要ですが、発行した証明書はお渡しすることはできません。申請書の様式は、法政大学大学院 HP（<http://www.hosei.ac.jp/gs>）「修了生の方へ」のページからダウンロードするか、出願先の担当窓口で入手してください。

注5. 出願締切日時点で大学卒業見込みあるいは大学院修了見込みで出願される場合は、見込の証明書を提出いただき、卒業または修了次第直ちに「卒業証明書」、「修了証明書」、「成績証明書」を提出してください。

注6. 証明書に記載された氏名が現在のもとは異なる場合は、改姓改名前後の履歴が分かる証明書（戸籍個人事項証明書・住民票など）を提出してください。

注7. 外国の大学を卒業した方は、英語または日本語の証明書を提出してください。提出が困難な場合には、大使館などの公的な機関にて、自分で用意した英訳または日本語訳の証明書の翻訳が正しいことの公証書を発行してもらい、証明書原本と翻訳文と公証書を合わせて提出してください。なお中国大使館ではこの公証業務を取り止めたため、中国国内の各地方の公証処（各地方の司法局に認定された機関）での発行手続きが必要となります。公証書の発行には、相当の時間を要することが見込まれるため、余裕をもって準備してください。

1 0. 履修許可・学費の支払いについて

履修許可通知を待たずに初回授業より出席してください。

「履修不許可」の場合は、個別にご連絡いたしますが、選考日程の都合上、履修不許可の連絡は授業開始以降となる可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

「履修許可」の場合は、履修許可通知を4月中旬（春学期出願）または10月上旬（秋学期出願）までに履歴書記載の現住所宛に通知します。学費は、履修許可通知により指定された期間内に、銀行振込によりお支払いください。定められた期間内に学費の支払いが完了しない場合は、理由の如何を問わず、履修許可は取消となります。また、科目等履修生本人の都合により受講を辞退した場合は、支払済みの学費は返金できません。あらかじめご了承ください。

1 1. 単位の認定・証明書の発行について

履修した科目の単位修得が認められた場合は、本人の請求により証明書（有料）を発行します。

1 2. ビザについて（外国人留学生）

本大学院の「科目等履修生」になっても留学ビザは取得できません。「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」（法務省令）により「…一週間につき10時間以上」（7科目以上）履修しないと留学ビザを取得することはできません。

1 3. その他

（1）入学後の施設利用

図書館、大学のネットワーク等を利用することができます。

（2）通学定期・学割

科目等履修生は、非正規学生のため、電車・バス等の交通機関の通学定期券の購入、および学割を利用することはできません。

1 4. 科目等履修生に関する照会先

大学院事務部大学院課（政策創造研究科担当）

Tel (03) 5228-1640 E-mail : rpd-j@hosei.ac.jp

事務取扱い時間は大学ホームページにてご確認ください。

以上